

西暦・和暦どちらでも構いません。

相続関係届出書

(預金・外貨預金・公共債・投資信託・出)

和暦の場合は必ず元号をご記入下さい

ご提出日 2023 年 3 月 3 日

戸籍上の字体で  
ご記入下さい。

お亡くなりになられた日 令和5年 2 月 2 日

相続人 吉田 一郎 様 (取引店 駒込 支店)

【ご注意】

- \* 各項目に、必要事項、○等をご記入ください。
\* 名義変更による新規
\* 遺産分割協議が既
\* 公共債、投資信託、

①: 吉田太郎様と吉田次郎様の指定口座へ  
②: 吉田一郎様の指定口座へ入金お場合  
③: 吉田次郎様の名義へ変更お場合

必要になります。  
(ど)を作成されている場合は、ご提出ください。

2. 貸金庫(セーフ)

貸金庫番号 4321

年間契約の貸金庫手  
貸金庫手数料が発生

②: 吉田一郎様の指定口座へ入金お場合

③: 吉田次郎様の名義へ変更お場合

喪失物 相続関係者(吉田太郎)にカード 鍵

貸金庫手数料の引落口座へお返しいたします。

記入欄が不足する場合は裏面をご使用ください。

※必ずご本人様が印鑑登録証明書上の字体でご署名、ご捺印をお願いします。 記入欄が不足する場合は裏面をご使用ください。

相続関係者 相続関係者 相続関係者 相続関係者 相続関係者 相続関係者

上記被相続人の巣鴨信用金庫(以下信用金庫)との取引における相続手続きについては、以下のとおり取扱ってください。

1. 相続手続き(手続上の必要書類にご署名、ご捺印し相続手続きを行う方)

信用金庫との相続手続きについては下記の相続人の代表者または相続人の同居親族を代理人と定めます。

- 上記相続人はおなまえのみご署名ください。
上記にご署名されていない相続人の同居親族を相続手続きの代理人とする場合は、ご署名のうえ印鑑登録証明書を添付し実印をご捺印ください。

相続人 吉田太郎 相続人 吉田太郎 相続人 吉田太郎 相続人 吉田太郎

※別途、委任状がある場合はご記入... ※相続人または相続人の同居親族以外の方が相続手続きの代理人となる場合は、委任状をご提出ください。

取引店番 取引種目・商品名 口座番号 預金等ご名義 取扱方法 受取人 受取割合または金額※1 喪失物

- 上記相続預金の払戻は、預金規定にかかわらず預金払戻請求書の提出はしませんので、信用金庫所定の方法で取扱ってください。
ただし、名義変更による新規契約、および公共債・投資信託・特定口座においては、別途手続き書類を提出します。
上記相続預金、公共債、投資信託は信用金庫所定の手続き可能な日に手続日現在の残高により相続手続きを行い、外貨預金の解約時は信用金庫による計算実行時の外国為替相場を適用してください。
預金口座の払戻は、現金支払または裏面5.に記載した口座へ入金し、所定の手数料等は払戻金より差引いてください。
注) 価格変動リスクのある投資信託・外貨預金や公共債を解約する場合、元本割れする可能性もございます。

※1. 同一口座について受取人が2名以上の場合にご記入ください。

4. 相続出資証券の表示・取扱内容

| 店番 | 額面金額    | 承継される方 | 取扱内容    |
|----|---------|--------|---------|
| 34 | 20000 円 | 吉田 太郎  | 払戻 名義変更 |

●未払配当金、および脱退払戻金については、承継を受ける者に下記5.の指し  
 但し、出資金名義書替停止期間に発生した配当金については、配当金領収書  
 (注) 4月1日から信用金庫定時会員總會終了まで出資金の名義書替および

出資は、  
 複数名で分割して  
 承継することはできません。

代表して「おひとりの名前」を  
 ご記入ください。

5. ご入金先口座

●下記口座に入金してください。所定の手数料等がかかる場合は、**口それ**  
 ●前記3. 受取割合で分割できない端数については、( )

| 口座名義    | 金融機関名  | 支店名 | 科目<br>(該当に○印)     | 口座番号    |
|---------|--------|-----|-------------------|---------|
| ① 吉田 太郎 | 東鴨信用金庫 | 駒込  | 本店<br>支店 ○ 普通貯蓄当座 | 1234567 |
| ② 吉田 次郎 | 東鴨信用金庫 |     | 本店<br>支店 ○ 普通貯蓄当座 | 7654321 |
| ③       |        |     | 本店<br>支店 普通貯蓄当座   |         |
| ④       |        |     | 本店<br>支店 普通貯蓄当座   |         |
| ⑤       |        |     | 本店<br>支店 普通貯蓄当座   |         |
| ⑥       |        |     | 本店<br>支店 普通貯蓄当座   |         |

金庫使用欄

(出資取扱い時使用欄)

|    |         |       |                   |     |    |      |    |      |     |                            |
|----|---------|-------|-------------------|-----|----|------|----|------|-----|----------------------------|
| 検印 | 出資配当金確認 | 再登録確認 | 完了確認              | 部店長 | 検印 | 融資確認 | 係印 | 簡・承認 | 印照合 | 受付(来店・郵送・営業)               |
|    |         | 預金終了後 | 301登録<br>55-174登録 |     |    |      |    |      |     | 遺言書<br>有・無<br>分割協議書<br>有・無 |

特記事項

相続関係者(つづき)

・表面の欄が不足する場合にご使用ください。

※必ずご本人様が印鑑登録証明書上の字体でご署名、ご捺印をお願いします。

|                                  |         |                                  |         |
|----------------------------------|---------|----------------------------------|---------|
| 相続関係者<br>おとこ<br>おでんわ ( )<br>おなまえ | 実印<br>様 | 相続関係者<br>おとこ<br>おでんわ ( )<br>おなまえ | 実印<br>様 |
| 相続関係者<br>おとこ<br>おでんわ ( )<br>おなまえ | 実印<br>様 | 相続関係者<br>おとこ<br>おでんわ ( )<br>おなまえ | 実印<br>様 |

3. 相続預金等の表示・取扱内容(つづき)

・表面の欄が不足する場合にご使用ください。

(預金・外貨預金・公共債・投資信託)

| 取引店番 | お取引内容                    |      | 取扱内容              |                    |     | 喪失物 |                 |
|------|--------------------------|------|-------------------|--------------------|-----|-----|-----------------|
|      | 取引種目・商品名                 | 口座番号 | 預金等ご名義            | 取扱方法               | 受取人 |     | 受取割合または金額※1     |
|      | 普通預金・定期預金<br>定期積金<br>[ ] |      | 1. 被相続人<br>2. [ ] | 振込<br>名義変更<br>現金支払 |     |     | 通帳<br>証書<br>カード |
|      | 普通預金・定期預金<br>定期積金<br>[ ] |      | 1. 被相続人<br>2. [ ] | 振込<br>名義変更<br>現金支払 |     |     | 通帳<br>証書<br>カード |
|      | 普通預金・定期預金<br>定期積金<br>[ ] |      | 1. 被相続人<br>2. [ ] | 振込<br>名義変更<br>現金支払 |     |     | 通帳<br>証書<br>カード |
|      | 普通預金・定期預金<br>定期積金<br>[ ] |      | 1. 被相続人<br>2. [ ] | 振込<br>名義変更<br>現金支払 |     |     | 通帳<br>証書<br>カード |
|      | 普通預金・定期預金<br>定期積金<br>[ ] |      | 1. 被相続人<br>2. [ ] | 振込<br>名義変更<br>現金支払 |     |     | 通帳<br>証書<br>カード |
|      | 普通預金・定期預金<br>定期積金<br>[ ] |      | 1. 被相続人<br>2. [ ] | 振込<br>名義変更<br>現金支払 |     |     | 通帳<br>証書<br>カード |
|      | 普通預金・定期預金<br>定期積金<br>[ ] |      | 1. 被相続人<br>2. [ ] | 振込<br>名義変更<br>現金支払 |     |     | 通帳<br>証書<br>カード |

●上記相続預金の払戻は、預金規定にかかわらず預金払戻請求書の提出はしませんので、信用金庫所定の方法で取扱いください。

ただし、名義変更による新規契約、および公共債・投資信託・特定口座においては、別途手続書類を提出します。

●上記相続預金、公共債、投資信託は信用金庫所定の手続可能な日に手続日現在の残高により相続手続を行い、外貨預金の解約時は信用金庫による計算実行時の外国為替相場を適用してください。

●預金口座の払戻は、現金支払または左記5.に記載した口座へ入金し、所定の手数料等は払戻金より差引いてください。

(注) 価格変動リスクのある投資信託・外貨預金や公共債を解約する場合、元本割れする可能性もございます。

※1. 同一口座について受取人が2名以上の場合にご記入ください。